

## 第 9 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 21 日（火）16:00～17:55
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、椿臨時委員、田付専門委員、山内専門委員、山口専門委員  
審議協力者（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、横浜市）  
調査実施者（伴国土交通省交通統計室長ほか）  
事務局（高木内閣府統計委員会担当室参事官、犬伏総務省統計審査官ほか）
- 4 議 題 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

## 5 議事の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要及び第 24 回統計委員会における意見等の概要について、調査実施者から前回部会及び第 24 回統計委員会において出された意見等に対する回答についてそれぞれ説明が行われた。

これらの説明に対する主な意見等は、以下のとおりである。

<行政記録情報の活用について>

- 輸出入貨物の税関への申告情報を港湾調査に活用するに当たっては、どのような理由や方法によって船舶運航事業者等の同意を得ているのか。また、行政記録情報の活用にあたって法的な仕組みは整備されていないのか。
  - 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号) 第 18 条に基づく秘密保持義務との関係から、各都道府県において国土交通省が定めた様式（同意書）によって事業者ごとに同意を得ている。
  - 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 29 条において、行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成等に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができるとされている。また、同法第 31 条において、総務大臣は、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、必要な資料の提供その他の協力を求めることができるとされている。なお、本年 3 月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、今後、行政記録情報を積極的に活用することが盛り込まれたところである。
- 海上貨物の輸出入許可件数のうち、約 95 パーセントが海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）により処理されているが、当該申告情報を港湾調査に活用することに同意している船舶運航事業者等は何社ぐらいとなっているのか、次回部会までに資料を提出してもらいたい。

<国際比較可能性について>

- 国際比較が可能なデータの整備に対するニーズは高く、港湾施設（ガントリークレーンの種類及び数）、岸壁（バース数及び水深）、寄港航路等については、ある程度把握することは可能と思われるが、諸外国における港湾コスト（港湾施設使用料、荷役にかかるコスト等）の把握が非常に難しいのが実態ではないか。
- 港湾調査において把握すべき事項とは思わないが、我が国における港湾コストは、どのようにして把握することが可能なのか。
  - 我が国における港湾コストについては、各港湾管理者が個別に把握しているところであるが、諸外国の港湾については、ポートセールスの一環として船舶運輸事業者等に情報提供されている当該港湾のパンフレット等から把握している。
  - 横浜港の場合、公共バースや埠頭公社が管理するバースの港湾施設使用料、荷役にかかるコスト等については、港湾管理者において把握しているところであるが、民間事業者が管理するバースについては、必ずしもすべて把握できている状況ではない。

(2) 前回部会に引き続き、事務局の審査メモに基づき、①統計技術的な合理性・妥当性の観点（集計事項の整理及び電磁的記録の保存の永年化について）、②重複範囲の合理性の観点及び③「公的統計の整備に関する基本的な計画」との整合性について審議が行われた結果、総務省における事前審査の結果のとおりとすることで部会として了承された。

(3) 事務局から答申（骨子案）について説明が行われた後、審議が行われた。

この結果、今回の港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更については、基本的に諮問のとおり承認することで部会として了承され、港湾調査における今後の課題については、以下の意見を踏まえ、次回部会までに事務局において整理することとされた。

主な意見等は、以下のとおりである。

- 今回の変更によって削除する事項については、基幹統計調査としてとらえる必要性が乏しくなったことが背景にあるが、統計の継続性等の観点から、他に代替性のある一般統計調査等が存在することを答申の中に明記すべきではないか。
- 統計法の全面施行により、匿名データの作成及び提供並びに委託による統計の作成等の二次的利用が新たに制度化されたことに関連して、港湾調査の結果として公表されている統計以外に、今後の二次的利用のニーズに適切に対応するための検討を行うことが必要ではないか。
- 港湾調査の結果の公表については、特に月報について相当遅れが生じていることから、これを是正するような措置を講じるとともに、主要港湾の集計結果を速報として公表することを検討する必要があるのではないか。

## 6 次回予定

次回は8月7日（金）14時から総務省第2庁舎6階特別会議室で開催し、答申案について審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>